国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料	令和５年９月２１日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

１０月から１２月は『建設業取引適正化推進期間』です

～　みんなで守る適正取引　～

中国地方整備局は、建設業の取引適正化を図るため、10 月から 12 月に以下の取組を行うこととしていますのでお知らせします。

国土交通省は、従来から、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、建設業における取引の適正化の推進を図ってきたところですが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられます。

これを踏まえ、国土交通省や都道府県では、10 月から 12 月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしており、中国地方整備局での取組は、この活動の一環として行うものです。

１．期 間　　令和 ５年１０月 １日～１２月２８日
２．主 催　　中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
３．実施内容
（１）広報媒体（ポスター、ホームページ等）を通じた普及・啓発
（２）建設企業等を対象とした講習会等の開催※（概要は、別紙のとおり）
（３）立入検査等の実施

※講習会の取材は可能です。 取材を希望される場合は、事前に以下の問い合わせ先（建政部計画・建設産業課）宛てにお知らせ願います。

＜問い合わせ先＞
国土交通省　中国地方整備局　建政部　計画・建設産業課
０８２－２２１－９２３１（代表）
【担当】
建政部 建設業適正契約推進官　梶原（かじはら） 秀之（ひでゆき）　（内線６１１９）
計画・建設産業課 課長補佐　土井（どい） 学（まなぶ）　（内線６１４２）

「令和５年度建設業取引適正化推進期間」における中国地方整備局管内の取組

１．趣　　旨

建設業における取引の適正化については、従来から建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和５年度においても、本省から示された「建設業取引適正化推進期間実施要領」を踏まえ、10月から 12月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）とし、建設業の取引適正化に関する法令遵守を推進する活動を集中的に行います。

２．期　　間

令和５年１０月 １日～１２月２８日

３．主　　催

国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

４．実施内容

（１）広報媒体を通じた普及・啓発

中国地方整備局(本局)及び管内の関係各庁舎に本省が作成した期間の周知用ポスターを掲示するとともに、ホームページを活用し、期間行事（講習会）の実施等について広報を行う。また、電光掲示板（広島合同庁舎内のディスプレイ等）を用いた広報についても併せて行う。

なお、管内各県においても、県庁、出先機関等の庁舎にポスター等を通した広報を行う。

更に、管内建設業団体等を通じて、多くの建設業者等に対し期間行事（講習会）の実施について周知を図る。

（２）建設企業等を対象とした講習会等の開催

「建設業法に関する講習会」を中国地方整備局及び各県の主催により、管内８会場（鳥取県・島根県・広島県は各 2 会場、岡山県・山口県は各 1 会場）で開催すると共に、講習会資料を「中国地整 HP」にて公開する。 内容については、「工期に関する基準」や「建設業の働き方改革」など、新・担い手３法の更なる周知と、建設業法令遵守ガイドラインに沿った建設業法令遵守の留意点、質問が寄せられることの多い事項や違反の多い事項を中心に説明するとともに、各種相談窓口の紹介と建設キャリアアップシステムの説明を実施し制度の周知を図る。併せて、建設業法施行規則改正事項、適切な価格転嫁や、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）、資源有効利用促進法など、建設業法令遵守に関係する新規事項についても、周知を図る。

また、全会場にて労働局の「建設業における時間外休日労働の上限規制について」の講義を盛り込み、建設業に関連する他法令、社会情勢に関わる必要な情報を周知する。

（３）立入検査等の実施

各許可行政庁が単独で行う通常の立入検査に加え、中国地方整備局と各県が連携した合同立入検査（大臣許可業者、知事許可業者ともに対象とする。）を実施し、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合には、必要に応じて指導・監督を行うと共に、各種相談窓口を紹介する。

今年度の重点的調査項目は、「技能労働者への適切な水準の賃金支払い」「低価格受注工事における下請取引状況の確認」「著しく短い工期の禁止」「価格転嫁」「下請代金の支払手段」としている。

令和5年度
建設業法に関する講習会
～みんなで守る　適正取引～

国土交通省では、１０月から１２月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業における取引の適正化に関する集中的な取組を行います。

中国地方整備局と管内各県の主催により、建設業取引適正化を推進するため、**以下のとおり講習会を開催します。多数の皆様のご参加をお待ちしています。**

＊申込み方法・注意事項は裏面をご覧ください（先着順です）

■鳥取県（鳥取･米子会場）

【鳥取会場】（定員約100名 申込〆切11月30日）
日 時：12月7日(木)　13：30～16：00
場 所：鳥取県庁１階講堂
（鳥取市東町1丁目220）

【米子会場】（定員約60名　申込〆切11月29日）
日 時：12月6日(水)　13：30～16：00
場 所：米子市文化ホール
（米子市末広町293）

■広島県（広島･福山会場）

【広島会場】（定員約100名　申込〆切10月26日）
日 時：11月2日(木)　13：30～16：00
場 所：広島合同庁舎1号館付属棟2階大会議室
（広島市中区上八丁堀6-30）

【福山会場】（定員約100名　申込〆切11月1日）
日 時：11月8日(水)　13：30～16:00
場 所：広島県福山庁舎第3庁舎
第381･382会議室
（福山市三吉町1丁目1-1）

■島根県（出雲･浜田会場）

【出雲会場】（定員約100名 申込〆切10月30日）
日 時：11月6日(月)　13：30～16：00
場 所：島根県出雲合同庁舎 7階
702･703会議室
（出雲市大津町1139）

【浜田会場】（定員約90名 申込〆切11月8日）
日 時：11月15日(水)　13：30～16：00
場 所：島根県浜田合同庁舎 2階 大会議室
（浜田市片庭町254）

■山口県（山口会場）

【山口会場】（定員約160名　申込〆切10月18日）
日 時：10月25日(水)　13：30～16：00
場 所：山口県庁 厚生棟
３階 職員ホール
（山口市滝町1-1）

■岡山県（岡山会場）

【岡山会場】（定員約90名　申込〆切11月6日）
日 時：11月13日(月)　13：30～16：00
場 所：テクノサポート岡山
1階大会議室
（岡山市北区芳賀5301）　（駐車場あります）

■ 講 習 内 容 ■

- 「建設業法における法令遵守・取引適正化について」
（技術者制度、働き方改革、適正取引、各種最新動向、ﾄﾗﾌﾞﾙ事例、建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑ等）（整備局）
- 「建設業法違反事例について」（県）
- 「建設業における時間外労働の上限規制について」（労働局）

《お問い合わせ先》　国土交通省 中国地方整備局　建政部 計画･建設産業課　　担当：土井･上本
TEL：(０８２)２２１－９２３１　内線６１４２／６１４８

令和５年度 建設業法に関する講習会
参加申込について（参加無料）

こちらの参加希望会場の「二次元バーコード」を読込みもしくは「申込はこちら」をクリックしてお申し込みください。

こちらの「二次元バーコード」を読み込んでいただくか、もしくは「申込はこちら」をクリックしていただくと、受付フォームが開きます。必要事項を入力し、「送信」ボタンを押してください。

※受付フォームからのお申し込みが、どうしても難しい方のみ、表紙のお問い合わせ先までご連絡ください。
事前にご連絡をいただいた方のみ、メールで受付をいたします。

※講習会申し込みの受付は先着順とし、定員になり次第、締切とさせていただきます。

■鳥取会場■

〆切　11月30日

申込はこちら

■米子会場■

〆切　11月29日

申込はこちら

■広島会場■

〆切　10月26日

申込はこちら

■福山会場■

〆切　11月1日

申込はこちら

■出雲会場■

〆切　10月30日

申込はこちら

■浜田会場■

〆切　11月8日

申込はこちら

■岡山会場■

〆切　11月6日

申込はこちら

■山口会場■

〆切　10月18日

申込はこちら

申込みについて

※必ずお読みください。

①講習会申し込みの受付は先着順とし、定員になり次第、締切とさせていただきます。
（定員超過により参加について調整させていただく場合は、ご連絡を差し上げます。）
②各会場への来場にあたりましては、公共交通機関の利用にご協力をお願いします。
③**募集人数を超えた会場では、**多くの方が受講できるよう、参加人数を各企業（団体）2名様迄で調整させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
④お申し込みを受け付けた際は、**申込み〆切日の翌日までに**
アドレス：R5kensetsugyo-koshukai@cgr.mlit.go.jp　から**返信メールをいたします。**
申込みフォームに記載するメールアドレスはお間違えのないよう入力してください。
また、メールの受信制限をされている方は、上記のアドレスから受信できるように設定をお願いします。
★申込み〆切日の翌日を過ぎても、返信がない場合は表紙のお問い合わせ先までご連絡ください。

～ みんなで守る適正取引 ～

請負代金や工期設定は適切ですか？

通常よりもかなり短い工期で契約していませんか？

担い手確保には、
適正な請負代金・工期・
価格転嫁が必要です。

令和５年度 10・11・12月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間　検索

主催　国土交通省、都道府県
協賛　公益財団法人 建設業適正取引推進機構